

平成二十二年三月八日提出  
質問第一三三一号

内閣官房専門調査員に関する質問主意書

提出者  
石田真敏

## 内閣官房専門調査員に関する質問主意書

第七十四回国会の衆議院予算委員会における自由民主党資料要求（「平成二十一年以降、政府職員として採用された民主党職員の政府内役職、待遇を職員ごとに示されたい」）に対し、政府より、非常勤の内閣官房専門調査員（無給）として二十五名を採用しているとの回答があった。

右を踏まえ、以下について質問する。

一 民主党、社会民主党、国民新党より出向している内閣官房専門調査員について、各職員の氏名、性別、年齢、担当府省庁（首相官邸を含む）、政党歴（現在の所属政党及び過去に党籍を置いた政党、それぞれの政党の在籍年数）、選任理由を明示されたい。

二 内閣官房専門調査員の職掌を明示されたい。内閣官房専門調査員の職掌を規定する法令の条文を明示されたい。

三 内閣官房専門調査員は一般職と特別職のどちらに属するか。一般職に属する場合、国家公務員法の規定は全て適用されるか。適用されない規定がある場合はその条文を挙げ、適用外とする法令上の根拠を明示されたい。

四 人事院規則一四―七（政治的行為）における「諮問的」という語句について、政府の見解を明らかにされたい。

五 内閣官房専門調査員の職務について

1 政務三役会議への出席は可能か。また、実際に出席しているか。

2 大臣レクへの同席は可能か。また、実際に同席しているか。

3 政党が開催する会議に出席することは可能か。また、実際に出席しているか。

4 大臣秘書官の職務を代行することは可能か。また、代行された事例があれば明らかにされたい。

5 公務として出張することは可能か。可能な場合、旅費は支払われるのか。支払われているなら、その出張先、出張目的、旅費を各職員について全て明示されたい。

六 右五で可能とされる職務について、人事院規則一四―七（政治的行為）における「諮問的」な活動とみなすことができるか。職務ごとに政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。